

防災・県土強靱化対策特別委員会記録

開催日時 平成29年11月28日(火) 13:03~14:57

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

小林 照代 委員長

猪奥 美里 副委員長

川田 裕 委員

井岡 正徳 委員

奥山 博康 委員

粒谷 友示 委員

小泉 米造 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 中 危機管理監

山田 県土マネジメント部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 12月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<質疑応答>

○小林委員長 ただいまの説明、報告、またはその他の事項も含めまして、質問があればご発言願います。

○梶川委員 まず、台風21号等々に関連することからですが、三郷町の宅地崩壊の原因究明と応急対策が21日から始まりました。今も近鉄生駒線は最徐行で、しかも間引き運転をして、けさも私はすぐそばの勢野北口駅から乗ってきたのですが、もっと早く対応ができなかったかなど。もちろん行政には行政の事情があったとは思いますが、やっそこまできたという感じでしたので、これからはもっとスピードを上げてやってほしいと思います。

そこで聞きたいのですが、県は宅地造成の許認可権や完工検査権を持っていますが、どのような検査をしているのか、あるいはこういった検査は消費者に対してどのように何

を保障していくのかについてお聞かせ願いたいと思います。

私は一問一答しませんから、5点ばかり続けて質問したいと思うのですが、同じく台風21号は三郷町で宅地崩壊をもたらしました。住民が議長室に陳情に来たときにおっしゃったことを聞いて質問するのですが、平成12年ごろに団地は造成をされたらしいのですが、それから2年ほど経過して、擁壁にクラックができていたというので、修理をしていたようです。県はこういうことをしてるのをご存じなかったらしいのですが、そこでも私は質問しました。誰が擁壁にクラックができていたと提起したのですかと聞いたら、近畿日本鉄道株式会社が提起されたように聞きましたが、私は道路などに付随するトンネルなどは、今いろいろなことが生じて点検をしておりますけれども、鉄道もラジオで言っているのを聞いたのですが、随分古い大正時代にできた鉄橋やトンネルがいまだに使われているように言っていました。使っているのはやむを得ないとして、これらがどのように点検をされて県民の通行に安全を供給しているのか、知る限りでいいですから、聞かせてほしいと思います。

それから、同じく台風21号に関連して、私は直轄で100万トンの貯留池をつくるという国の計画がございます。斑鳩町など3町が今進めておりますけれども、斑鳩町は特に進んでいない、話し合いも少し途切れているのかなと思うのですが、水害があったときに自治会長に、どのようなぐあいですかと聞きに行きました。今、斑鳩町の法隆寺インターのところを目安という地区があるのですが、ここが貯留池をつくるところになっていますが、ここに墓地があります。しかも土葬時代の墓地で、昭和初期に1回水害で移転したことがあるので、また移転するのは大変だと自治会長が訴えておりました。しかし、全然協力しないという態度でもなさそうなのですが、自治会の墓地所有者の意見をよく聞いて進めるから、しばらく県や国や町は、動かないでほしいとおっしゃっていました。県はその辺どのように認識をされているのか聞かせてほしいと思います。

それから、4点目に、大和川の亀の瀬の件で聞きたいのですが、これはざっと50年かけて深礎工という直径13メートル、長さ60メートルの柱を45本ぐらい打って、滑りがとまったと聞きました。大和川をこれから改修できると思っていたら、亀の瀬はもう工事できないから、100万トンの貯留池を奈良のほうにつくるということで国は方針を出してきました。ところがことしの9月に、新聞を見て知ったのですが、これからさらに15年かけて深礎工を何本か打つと決定しました。新しく地すべりが始まったからするのか、それとも地すべりをすると残っていたのか、5年間あいていたわけですが、今から

再開とはどういうことなのか、同時に大和川の流域対策に一定の影響をもたらすのではないかと思います、その点どのように考えたらいいのかお聞かせを願いたいと思います。

それから、もう一つ、これは、今までのハードのことばかりですが、ソフトのことで、少し聞いた話で、避難命令が出て体育館へ避難していくといった場合に、めいめいが壁のあるところへ、壁を背にして座って、また次の人が座って、一巡したら、今度は2列目だから、壁のないところへ今度は座ってということをするので、あなたはここへ座ってくださいという指示があれば座りやすいけれど、少し戸惑うという話を聞いたのです。そのようなことはもう既にどこの市町村もめいめいでやっているだろうと思うのですが、マニュアルにはあまり書いていないのでしょうか。

○松本建築課長 まず、1点目の検査についてでございますが、県は都市計画法第29条に基づいて、開発許可の申請があった場合、技術基準やその他の事項に適合し、その申請手続が法的に問題がなければ許可することとなります。許可後、造成事業主は造成工事を始め、工事が完了すると県に工事完了の旨を届けます。その届出があると、県は当該造成工事が許可した際の内容に適合しているかどうかについて検査を行い、適合していると認めた場合には、検査済証を交付することとなります。工事の完了検査は宅地造成等規制法第13条や都市計画法第36条に基づいて行われ、求めている設計、施工上の最低限必要な技術基準について確認を行います。具体的には、工事の責任者、市町村の担当職員などの立ち会いを求め、現場において構造物などのでき方を確認するとともに、擁壁の配筋など不可視部分については、工事責任者に施工状況を確認するほか、現場記録写真、その他関係書類などにより検査を行います。検査の結果、開発許可どおり施工されていることが確認できれば、検査済証を交付することになります。

続きまして、2点目の鉄道事業者はどのような点検をされているかについてでございますが、建築課では都市計画法や宅地造成等規制法を所管しておりますけれども、ご指摘していただいたことについて私が知っている限りの範囲においてお答えいたします。

鉄道事業者、この三郷町の場合は近畿日本鉄道株式会社となりますが、鉄道営業法第1条に基づき、橋りょう、トンネル、土どめ擁壁及び軌道に係る定期検査、判定、実施の状況、記録の作成、保存状況などについて、国土交通省に定期的に報告することになっております。

○入口河川課長 国が現在大和川中流域で、斑鳩町、安堵町、川西町で事業を着手しております遊水地の進捗について、この3町のうち斑鳩地域の、目安地区の墓地について、国

から当初、今後の墓地の管理を考慮した移転案を地元提案したと聞いています。これにつきましては、昭和初期の大和川改修事業において一度現在の位置に移転した経緯があるということで、再度の移転につきましては、地元でもさまざまな意見があると聞いております。そのため、国も、地元とよく協議しながら時間をかけて丁寧に進めていると聞いております。県としても国や町と情報の共有を図りながら当面状況を見守ってまいりたいと考えているところでございます。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

亀の瀬地すべりにつきまして、まず、端的に回答から申し上げますと、今まで対策を余りしていなかった残っていた場所の対策を行うということでもあります。また、そこを動かさないようにするというところでございますので、現在の整備計画に影響は与えないと国から聞いておりますが、内容についてももう少し補足をさせていただきたいと思っております。

亀の瀬の地すべりは、大阪府と奈良県のちょうど境にある1級河川大和川を塞ぐような形での大規模な地すべりでございます。長さ、また、川の方向、横幅、どちらも1キロメートルを超えるような日本有数の大規模な地すべりでございます。過去昭和6年から昭和42年にかけて大きな地すべり活動があったと聞いておりますが、国の直轄事業といたしまして昭和37年から地すべりの対策事業が実施されております。平成22年までに主な対策といたしまして、深礎工と言われる非常に大きな幅13メートル、深さは場合によって100メートルを超えるようなものもあったと聞いておりますが、そのようなものであったりとか、撥水トンネルで水を抜くという対策で、基本的には平成22年までに地すべりの対策はほぼ鎮静化をした状況ではございました。ただ、その後も幾つか事業をしておりますし、また、いろいろな種の継続観測をしていたと聞いております。

その中で、平成25年度において地すべり本体の奈良側の下端にあります稲葉山という場所がございますが、そこは余り対策をしていなかったそうですが、微小な変異が観測されて、それが継続していることが確認をされている状況があったそうです。そのことにつきまして、昨年、平成28年の12月に近畿地方整備局で事業の再評価の委員会がございまして、その中で稲葉山に対しまして排土工を2万2,000立方メートル、鋼管くいを36本、集水ボーリング工733メートルの対策を継続して平成43年までかけて実施することが決定をされたと聞いております。このような対策におきまして、稲葉山自体の動きも抑えるということになりますので、遊水地の整備を含めます現在の国の河川整備基本計画なり流域の整備計画を変更する予定は現段階ではないとお聞きしております。本県にお

きましても亀の瀬の地すべり対策は非常に重要な案件だと思っておりますので、また国とも連絡を密にとりながら、機会があれば説明させていただきたいと思っております。

○辻知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 避難所の運営につきましては、避難所の運営の手順を定めました避難所運営マニュアルを定めております。平成29年3月に改訂したところでございますが、これは市町村が避難所運営マニュアルを策定する指針となったり、また、災害時には即時にそのまま使えることを目指して改訂いたしました。具体的には避難所のレイアウト等の内容についてですが、マニュアルには居住スペースにおける通路の確保、また、プライバシーを考慮しまして男女別の更衣室の確保、情報を掲示する場所の確保という実際の体育館を想定したレイアウト図も示しております。こうしたマニュアルを実際に運用するに当たりましての研修なり訓練が必要ですので、市町村の方を対象にしました避難所運営に関する実務研修会をことしの2月に開催いたしまして、また今年度も予定しております。より実践的に実際の体育館を使った訓練等も今後計画していきたいと思っております。また訓練の内容をマニュアルに反映いたしまして、マニュアルをよりよいものにしていきたいと考えております。以上です。

○梶川委員 ありがとうございます。よくわかりましたので、それぞれ工夫を凝らしながらやってほしいです。

一つだけ苦情的に言えば、亀の瀬の件で、もう少し調査してきっちり、あそこも随分金をかけていますから、県の仕事ではないかもしれないけれども、もう少し慎重にやってほしいとだけ意見を申し上げて私の質問を終わります。

○小林委員長 他にございませんか。

○川田委員 まず、1点目が地域防災計画についてですが、前回請求させていただいてまして、奈良県の地震防災対策アクションプログラムの実施事業の一覧をご提供いただきました。先ほどもらったところなので、まだ全部目を通すことはできていないのですが、何が確認したかったかという、平成27年度まで、10年間かかって作成された中において、多大なものが決められていると思うのです。当初、大学の先生などが示された計画の中でのアクションプログラムの策定方法、中には細かいところが各部署ごとに多くのものを策定していかなければいけないことが決定されているのですが、今いただきました資料は大まかにまとめていただいたものだと思うのです。実施事業の内容等に関しまして、簡単にしか書かれていなくて、こちらが知りたい内容と少し違うのです。要は10年間かかってつくってきた、防災計画等々、今度の強靱化計画等は相関関係があるということで、

それはそのとおりだと思っております。だけれど、こちらの中身が確認できない。これが10年間の成果なのかということですので、その辺をまた少し細かくまとめていただきたいのです。大まかなことはこれでわかるのですけれど、具体的に何をやって決められてきたのかという確認なのです。今からまた作業していただくのは大変なことになるとは思いますけれど、実際にあるものを確認させていただくだけの話でありますので、それだけをやりたい。

そして、考えてはいけないのかもしれないのですけれども、これを今見る限りでも空白のところもあれば、できばえがDのところもAのところもあってばらばらです。実際ほとんど何もやっていない課もあるのではないかと類推できますので、そのあたりはいかがですか。

○辻知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 奈良県地震防災対策アクションプログラムは、施策の体系化でございまして、地震防災に対します施策の柱、施策の項目、目標、アクション項目とありまして、それを漏れ落ちなく対応するように体系化したものでございます。

次に、空白のところでございますが、事業が600近くと多くございまして、秋ぐらいから作業に取りかかったわけでございますが、時間の関係もありまして、まだ事務が追いついていないところがございまして、そこは埋めていきたいと考えております。

○川田委員 いや、アクション項目はたくさん決まってるので、それをお示しいただきたいと今聞いているのですけれど。

○辻知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） アクション項目自体は冊子になっておりまして、300近くのアクション項目が定められております。それはプログラムの中で決まっております、一つ一つに複数の事業がついております。実際は1つの項目にそれを実施するために2つぐらいの事業がついているという構造になっておりまして、その10年間の実績につきましてお示ししたということでございます。

○川田委員 いや、どう言えば日本語が通じるのかわからないのですけれど、もう一回、言い方を変えて言いますけれど、アクション項目を10年間かかってやってこられたので、その全てを出していただけますか。

○中危機管理監 今ご質問いただきましたもともとアクション項目として、このアクションプログラムの中で300のアクション項目を、当時KJ法等で選び出して、そのアクション項目を立てていく上で必要となる事業を実施事業として、アクション項目の評価をし

ていくときに実施事業の完成度、そういう対応をまとめさせていただきました。アクションプログラムの中では301のアクション項目が現実的に相対的な評価をさせていただいたと我々は思っております。

ご質問の趣旨としてはアクション項目をどう立てるのかということでしょうか。

○川田委員 いや、アクション項目と目標を立てられているので、この題名がそういうことですね。だから、具体的に防災計画等の行動指針になるものではないですか、それを示していただきたいということです。だから、実際、大震災が来ました。では、例えばこのアクション目標を立てておられていることで、どういう行動をなされるのかを知りたいのです。これだったら事業をとりあえずやりましたと書いてあるだけです。現実は今から未来の話が大事で、今現状で防災、国土強靱化も入っていくわけですから、これは建物を強度化したり、震災による被害を小さくしようという項目、そして、実際に来た場合にはどのような行動を行って、どこの課が何の役割を持ってどういうことをしていくのかが決められているはずで、アクションプログラムを10年前につくった最初の計画がそういう形になっていたんで、その中身について教えていただきたい。震災が来たときに、どの課がどのような役割を担ってどのような行動をされるのか、この10年間で行動計画のようなものができているはずで、だからそれをお示しいただきたいと言っているのです。

○辻知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 繰り返しになって申しわけないのですが、アクションプログラムは、県が実施します地震防災対策を体系化した個別の項目ごとの具体的な実施計画、一つの施策の柱、それを実現するための項目、施策のアクション目標、アクション項目を立てていきまして、どういう事業をしていくかという事業の体系化でございます。一個一個の課がどういう動きをするかにつきましては、防災計画の中の災害対策本部の所掌事務に書かれています。

○川田委員 聞いていることに答えていただけないですか。10年間でいろいろ考えてしてこられてるのでしょうか。震災が来たときに、そのプログラムによって動かれるわけではないですか。だから、体系とどこの課がどういう行動を行うか、何をこの10年間で決めてきたのかを示していただきたいと言っているわけです。だからそれだけ中危機管理監、お願いしたいのですけれど。

○中危機管理監 施策をプログラムをつくる時の背景から話をさせていただきまして、例えばどの課が地震が起こったときにどう動き出すのかにつきましては、当然アクションプログラムをつくる時にも想定をいたしまして、地震に強い県土をつくろうというとき

に、例えば地震に強い社会基盤を整備しましょう。そのときに各課はどう動いたらいいのかをこのプログラムで検証していったところをございまして、では、地震が起こったときにどう対応していくのかは、整理をさせていただいて、今後の施策に反映していきたいと。そういう意味では、今度、国土強靱化の地域計画の中でも地震が起こったときにどうしていくのかという具体的な事業はアクションプランでやらせていただいておりますので、例えばこのアクションプログラムの10年間の成果をどうするのかは、整理をさせていただいて、またご報告をさせていただきたいと思います。

○川田委員 それを示していただけるということですね。まだ中身も出てきてないので審議のしようがないです。

前も私は同じことを求めていたつもりだったのですが、出てきたものが少し違うのです。一つのことを聞くのに何カ月もかかってしまうということで、前も申し上げたけれど、行政コストに完全に反映してくるものではないですか。だからその辺はしっかりとお願いをしたいと思います。

次、防災計画の見直しもしていかれるということで、少し参考程度にさせていただけたらいいと思うのですが、熊本地震の折に救援物資等をトラックで県もたくさん運ばれていました。そして、その中で、奈良市でも救援物資はたくさんあったらしいのですが、車の手配がどうしてもできなくて、確認したところ、奈良県のトラックには空きスペースがいっぱいあったと。そこで、その空きスペースで、申しわけないけれども、そこに便乗させていただきたいと。少しでも役に立つのであれば、多くの物を輸送させていただきたいという趣旨から奈良県に申し込んだらしいのです。そうすると、そういったことは奈良県はしませんということで、明確に空きスペースがあるにもかかわらず断られたということで、奈良市の中でも今問題になっているのですが、中危機管理監がそのときのことを認識されているかわからないのですが、こういう事例が仮にあった場合、どのようにお考えですか。

○辻知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） たしかあのときは県の文化会館から物資を運んだわけですが、出発の直前になって奈良市からそういう申し入れがあったというのは少し覚えがあります。そのときは、要請に基づいて欲しいものを届けるという県のスタンスでしたので、奈良市の物資をそろえるのに時間がかかるというお話でしたので、今回はこれで出発させていただきますというお話をしたと思います。

○川田委員 要は市町村とのそういった打ち合わせを日ごろからやっておかないと、どこ

でどういった震災があって、そういった食い違いは必ず現場へ行ったら出てくるものではないですか。だったら効果的にいけるものであれば、事前に調整さえしておけばいいのではないかと。今後そのあたりも見直されると思いますので、ぜひとも市町村との連携も含めていただきまして、お願いをしておきたいと思います。

それと、県の施設で建築基準にかかわる検査済みは全部行われているのですか。市町村でしたら、今建築済み確認すら行っていなくて、建築基準法の第12条申請に基づいて、確認を行っている建物があるとか今よく問題になっていますよね。県の施設はいかがですか。

○松本建築課長 建築基準法は昭和27年から施行されているのですけれども、昭和の時代は確かに県の施設でも検査の率が低かったと認識しております。平成になってからは100%近く検査しているものと認識しております。

○川田委員 昔の建物はきちりやられていなかったというのはよく聞いています。これは市町村も県も同じだと思うのですけれど、要は今県でも市町村に対しては、建築基準法の第12条申請を使って安全確認を行った上で建築確認を行ったというみなしをされるというルールではないですか。だから、安全かどうかが一番根底にあるわけであって、検査済証があるからとかは外形的なものですので、そのあたりはどうですか。今、高校などの耐震化もこの間聞きました。数値が非常に低いのに、まだそのまま放置されていたとか、いろいろわかってきているのですけれど。地震が来たときにそういったところが避難所として指定されていたら大変なことだと思いますので、そのあたりはどこまで認識をなされているのですか。

○松本建築課長 県有施設であれば、県が建てております。検査に当たって建築技術職員がおりますので、きちりと構造的な面について、あるいは設計内容についても建築基準法に適合した形で設計されて県の工事の完了検査時にそれも確認しておりますので、安全性は確保されていると考えております。

○川田委員 わかりました。確認されていればそれでいいのですけれど、だけどI s値が低いところでしたらちょっとした地震が来たら崩れる可能性もあるわけでしょう。そういったところが避難所に指定されているということがあったら大変なので、中危機管理監、お願いしておきたいのですが、そのあたりも調査いただいて、またご報告いただけたらなと思います。

それと、砂防ですけれど、先ほど土砂崩壊対策検討委員会について、今土砂が崩れたと

いうことでしておられると思うのですけれど、特に西松ヶ丘については、なぜ今ごろなのですか。前から何回も言っていたし、崩れるとも言っていたではないですか。結局崩れてしまったのですよね。代執行まで決めたのはよかったけれど、それまでのりくらしと時間がすごく長かったではないですか。結局崩れてしまったではないですか。これは補正予算も今回上がっていますけれど、代執行なので、法的には本来、県が公金で負担するものではないのですけれども、最終的に、回収できなかつたらまた多大に要らぬ費用の支出が決まってしまったということにもなってしまいますので、おかれていた証拠は今集めているのですけれど、その点について、まず認識をお聞かせいただけますか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

平成22年6月に無許可盛り土を確認をさせていただいた後に指導等を行っておりました。平成23年11月、今の行為者と連絡がとれなくなるまでは是正指導ということで、今のような直せという強烈的な指導ではなくて、そこを直しなさいという是正の指導という形で行っていたところで、相手側に強く出ていなかった点もあろうかと思えます。また、連絡がとれなくなった後、現地の確認等は折に触れ3～4カ月に1回とか、場合によっては2カ月に1回ぐらいしていました。また、行為者が見つからない中ですが、無許可盛り土をそのまま放置しておくのもいかがなものかということもありまして、そこについていろいろと考えていたと聞いております。

その中で、今回、代執行をするに当たりまして、逆に行為者がまた出てまいりまして、今、県とすればいろいろと裁判にもなっている状況もあります。そういうことに対しての逡巡なり対応というので大丈夫なのか考えていたと思っております。県とすれば、やるべきことをそれぞれそのときに応じてやってきたと考えてはおりますが、ただ、先般崩れた後の知事の記者会見等で、地元の方から遅かったのではないかと問われたことに対しては、真摯に受けとめないといけないというお言葉もあったかと思っております。100%迅速な対応ができたのかと言われると、振り返ってみて自分たちとしてもどうだったのかというところは、知事のお言葉をかりれば、自分たちもよく考えなければいけないと思っております。崩れたことは非常に残念だと思っておりますが、今後、そういうことに対して同じようなことを言われぬように対応してまいりたいというのが今の私どもの気持ちでございます。

○川田委員 これはまた代表質問でもやりますけれど、言いたいこともいっぱいあるので、過去の答弁は全部残っていますからそれはそれでやります。

ただし、一つ言いたいのが、県の事情はどうでもいいではないですか。人命にかかわったときのそういった行動、事務は分けて考えるのが行政法の中では当たり前ではないですか。前から何回も言っているのに、全部手続上の事務ばかり言われて、あしたもう崩れるとわかっているのに、そういうものは見ているのですから、手続が長くかかるということ。行政法の基本ではないですか。だけど、何回言っても手続のことを言わない。議会で言っても我々一部だけだったではないですか。結局崩れたではないですか。人が危険な状態にあるときは手続論を分けて考えるのは当たり前の話で、裁量収縮論というのがそうではないですか。これは裁判所で聞いても弁護士に聞いても誰に聞いても同じことを回答しているのです。行政組織の体質だと思いますので、細かいことはまた山田県土マネジメント部長にもお耳に入れながら指導いただいきたいと思うのですけれど、その辺を徹底して直していただかないと、古い体質で今まできて人が死んでしまったら、どうにもならないではないですか。今回も家が乗らなかったからよかったものの、家が土砂の崩れるのに乗っている可能性もあるわけでしょう。住民の話の聞いたら泣いておられましたよ、涙流して。

これも調べていただきたいのですけれど、担当の砂防・災害対策課に言っても全然相手されなかったのです。そうして僕らにも相談に来ました。早くから動いてテレビ報道される前から聞いていました。そして、県民の方が相談するコーナーが1階にあるではないですか。私がセッティングしてそこに相談していただいたのですよ。書類も全部残っていると思いますので、確認いただきたいのですけれど、それもやっているのに全然何の返答もないのです。何か月かしたら普通返答するではないですか。当初に確認もさせてもらったらそうおっしゃっていましたが、結局何ら返答もないのです。

次に知事に要望書を上げたのです。知事に提出しているにもかかわらず、砂防・災害対策課から返ってきたのです。その中には知事がフェースツーフェースでまた話したいと言っていたけれど、1回も会っていないではないですか。書類を全部残してあるので、一気に今回公開しようと思うのです。そしてこの間、2年前から人命にかかわる問題を認知していたということで、録音テープも出ていたではないですか。あれは多分、私が、持っている録音テープと一緒に。もっとえげつないことがいっぱい入っています。何回もすぐに動いてくださいと申し出た。代表質問でも言っていたのに、理由をつけて受け取らない。結局崩れてしまったではないですか。これは完全に県の責任ではないのですか。弁護士に聞いても県の責任だろうということですよ。対応があまりにも人をばかにし過ぎでは

ないですか。テープがあります、こういった会議をされていましたが、それを報告しますと言えば、普通ならどのような内容になっているのですか、だったら調査しましょうというのが普通の行政ではないのですか。何か一緒になって隠しているみたいではないですか。その点についての見解はいかがですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

今何点も申せられたので、全てに対してお答えできるとは思いませんが、わかる範囲でお答えさせていただきたいと思います。

先ほど県民の窓口に来られてご相談もあったというお話がございました。これについては把握できておりませんので、どのような状況だったか、チェックをさせていただきたいと思っております。

要望書というお話がございました。これは、たしか昨年のお話だったと思っております。それについては済みません、資料を斜め読みで恐縮でございますが、見た覚えはございません。うる覚えでございますが、確かに課長と土木事務所長名で返している形になっております。決裁という形をとっていないのかもしれませんが、一応知事までお話は上げていると聞いております。知事の言われるフェースツーフェースということについてですが、それは知事みずからというお言葉というよりも、県職員がしっかりと住民の方々と理解を得るように顔を合わせて話をすることが重要ではないかということで、県議会だったと思えますが述べられたという理解をしているところでございます。

録音テープに関しましては、確かに一度その一部について、この3月30日まで一回調査をして、お出ししたものがあつたのと、先般の報道で少し違う場所が出たのかなと思っております。これについてどのようにするかは、まだ決まっていない状況でございます。

また、いろいろと遅くなったことについてのご質問については、先ほどと同じかもしれませんが、真摯に反省をしなければいけないと思っております。それに関して、ご指摘があつても、それを受けとめるしかない状態ではございますが、現在の土砂崩壊対策の検討委員会は立ち上がってくる中で対応していくことで、スピードアップを図っていきたいこと、また、今後、二度とこういうことを起こさないということで立ち上げたと思っております。それで今の方々のご不安なり、またご心配なり、怒りがおさまるものではないと思っておりますが、まずは私どものお答えとさせていただければと思っております。

○川田委員 これは行為者が出てこられているのですよね、今。裁判をやっておられているらしいではないですか。そういった報告も委員会等でも一回もないのですけれど。前、

刑事告発しますよという報告はありましたけれど、現実にはあれから告発はしたと。条例の是正命令に従わないということでの告発になるのですけれど。それも今裁判をされているのではないのですか。我々が入手した情報ではそういった話を聞いています。そのあたり詳しく説明いただけますか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

この平成29年の1月26日付で告発をしております。弁明の機会を与え、是正命令をかけ、是正の計画が出てこなかったことを踏まえて告発という手続をとっておりますし、また是正命令従わなかったことを踏まえて行政代執行をできる形になっております。その中で告発をして裁判にかかる形になったときに、向こう側の代理人の弁護士を通じてこちらに連絡が来たところで、代理人の弁護士とは連絡はつきますが、本人とは連絡がつかない状況でございます。全権委任を受けた代理人が裁判をしているという形になっています。

○川田委員 訴訟の内容は余り踏み込むことはできないとは思っています。そちらでやっていただくしかないのですけれど、そういった節目節目で告発したところまでは報告していたけれど、今後も密にご報告いただきたいと思います。

それと、これもきのう出てきたところなので、まだ細かく全部見ていないのですけれど、地盤伸縮計の量の開示請求をさせてもらっているのですけれど、確実に開いてきていたではないですか。落ちる直前とかそういった状態が今どようになっているかというのは、手元にある資料からではわかりませんが、そのあたりはいかがですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

お手元に開示請求で開示させていただいたのは、平成28年度のデータですので、この3月31日までのデータだったと思います。3カ所について地盤伸縮計という、亀裂があった場合に、そこがどれだけ開くか、場合によっては縮む場合もあるのですが、そういうものをはかる機械で地盤の伸縮をはかっておりました。最大で1年間ぐらいで10数ミリになります。そのような形の動きがあったところでございます。詳細にはまたお出ししたときのほうが正確だと思いますが、この前の10月の21日に動いたとき、崩落するときでございますが、私どもは一応1時間に1ミリ動く職員に、全員ではございませんが、関係職員の一部に連絡が来ます。また2ミリ動くともたプラスアルファで多くの職員に連絡が来るという状況でございまして、また2ミリが2時間するとまたさらに多くの職員に連絡が来るということがございました。それが10月21日の朝でございます。それを踏まえまして、県の砂防・災害対策課の職員と出先の郡山土木事務所の職員が現地を見に行っ

たのが朝の9時でございます。その段階でのり肩の部分がぼろぼろと落ちているという確認はさせていただきました。ただ、少し認識が甘かったかもしれませんが、そのときに余り大きな動きではないと感じたところでございます。

ただ、そのときに、いらっしゃらない方もいたと聞いておりますが、6戸の方々には連絡はさせていただいて、このような動きがあるので、今後の動きに対して十分気をつけてくださいというお話をさせていただいているところでございます。その後、3時以降にまた確認をさせていただく中で、非常に動きが大きくなって、のり肩ではなくて、今の崩壊に近い形で動き出しているのを現地で3時半から4時ぐらいの間で確認をさせていただいたところです。それは郡山土木事務所の職員と、その機械のメンテナンスをやっている業者が、生駒市役所とも連絡をとる中で、現地の方々に一応避難をしてもらおうという話になりました。これはその報告書の中にもあると思うのですが、第1回の現地の住民とのお話の中で地盤伸縮計をつけたときに、その伸縮計の値によっては、万が一のことがあるので、逃げていただきたいという話をさせていただきました。その中で、それに近い、もしかするとそれを超えるような動きでしたので、生駒市役所とも連絡をさせていただいた上で逃げてくださいというお話をさせていただきました。それについてはその場にはいない方々についても電話連絡をとるなり、今までの川田委員のお怒りなり住民から見れば遅いかもしれませんが、落ちている状況から考えて、万が一のことがあるので逃げていただいたということが実態としてあったところでございます。

○川田委員 細かいことはまたすり合わせをしたらいいと思うのですが、こちらが聞いている話では、裏のところが若干崩れかけていたということもあって、住民が郡山土木事務所に電話したらしいのです。大丈夫でしょうと言っていて、5分後に崩れたらしいですけれど。だから、そのまま加藤県土マネジメント部次長に報告も歪曲して伝わっているのではないですか。その現場におられたわけではありませんからね。

それともう1点、生駒市の避難勧告が出ましたよね、避難してくださいということで。あれは生駒市の事務になりますから、生駒市がされるのですけれど。あれも日本維新の会から今どういう状況になっているのだと苦情を入れているのです。避難勧告も出さなかったら責任をとれるのですかと。なったときに、その後すぐに避難勧告を出している、5時半ぐらいの話です。次の日ホームページを見たら4時10分に避難勧告を出したと、ここにも虚偽と思えることがあるのです。住民に聞いてもらえば何時に来たかわかる話ではないですか。生駒市のそのときの担当は認識もしていなかったらしいです。マニュアルがある

ではないですか、計測計で何ミリ動いたらどういう行動をするということが決まっていますよね。それも全く行われていなかったということではないのですか。県は後でおくられて来てるのかもしれないですけど。その辺ももう一回調査いただけないですか。全く認識もしてなくて、こちらから注意したら慌てて避難勧告を出したという、これが現実です。重要なことですから、そこをきちんとしないと体質も変わらないと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

細かいことはこれをゆっくり読んでやらせてもらいますけれど、大まかなところで、落ちたときの状況も、出していただいたものと同じようなものがあるのであれば、資料を出していただきたいです。このようなものはリアルタイムで来ているものですから、普通すぐ出てくるものと思っていたら、1カ月かかってしまったというのが現状です。急いでいるので早急をお願いしたいのですけれど、いかがですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

まず1つ目の避難勧告、避難指示につきましては、確かに生駒市の専権事項でございますが、確認はさせていただきたいと思います。ただ、郡山土木事務所の職員とすれば、4時15分前には行っておりまして、本当に現地で越権行為だったのかもしれませんが、ただ、本当に緊急を要するという気持ちがありましたので、現場にいたコンサルタント業者と郡山土木事務所の職員が避難してくださいとお声がけを4時半前にはしております。そこは確認はしております。そのとき私は県庁にいて、確かに現場には行っておりませんが、そのような状況でございました。

先ほどのデータにつきましては、開示請求をきのういただいたと聞いております。できるかどうか郡山土木事務所でデータの整理なのかもしれませんが、できる範囲で対応させていただきますと思っています。

○川田委員 次、これも代表質問でやらせてもらったのですが、明確な回答がなかったままになっているのですけれど、砂防指定地に関しては2分の1の固定資産税の減額を行っているということで、これは今年度からやっているはずです。本来であれば平成28年度中に正確な付図を市町村に提出しますということだった。大分前の代表質問で、平成28年度中にお願いしますとなっていたのですけれど、結局平成28年度中までには提出されなかったということで、平成29年度に入っているのですけれど。課税はもう始まっているのです。ということは、いわゆる租税法律主義でやっていますけれど、今、正確ではないということは、いいかげんな賦課をしていることになるのではないですか。前に指摘し

ていたのですけれど、既に始まっていますし、先日、奈良市にもお聞きしたら、早く欲しいと問い合わせをされているらしいではないですか。その点いかがですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

砂防指定地における山間地の租税の減免のお話だと思うのですが、まだ正確な情報ではないのですけれども、奈良県もそうでございますが、指定地台帳や図面などいろいろと整備できていない都道府県が多いということで、平成29年度まで延長されております。それをしなくていいという言い方は失礼かもしれませんが、そのような形になっております。3年延長されるような方向で調整をされていると聞いているのが1点と、砂防指定地台帳の整備ができていないのはおっしゃるとおりでございますが、反省しなければいけないことでございますが、市町村においての課税をするための市町村の地番図というものがございます。それに基づいての減免措置は県内の砂防指定地にある約9割の市町村でやっているという報告も受けていまして、逆にその割合は全国平均よりも大幅に高いと。自分たちができていないのを棚に上げて大変申しわけないことでございますが、奈良県の状態とすればそのようなことでございます。砂防指定地台帳の整備ができていないことに関しまして、昨年の議会では今年度中に工程表をつくるというお話をさせていただいているところでございます。まだそれもできていなくて大変申しわけないところですが、少しでもそういうものをつくるように頑張っていきたいと思っております。

○川田委員 もともとは減額をなささいということは奈良県から市町村に対して言ってるのです。だから、書いてあるからそれでやりますという話ではなくて、奈良県から早くしなさいという経緯なのです。それは県から通知も出していますから。前にも代表質問でもそういうことを言っているのですけれど、それにもかかわらず、県から付図を示してほしいという市町村の意見だったのですが、なぜ全然進まなかったのだという経緯があるわけです。付図ができてない経緯はこの間の防災・県土強靱化対策特別委員会でもご説明受けて、山田県土マネジメント部長からも整理して言葉をいただいたので、それは早急にやっただいただいていると思うのですが、問題は正確な課税ができなかったらいけないですから、地番図のできるのであれば砂防指定地台帳はすぐにできているはずではないですか。前もお示ししたけれど、付図をつくる時に地番図は欠かせないですから、その辺も含めて、市町村に対して回答もしていかないといけないと思うのです。だからいつまでにそれを提供しますといったことも回答していかないといけないと思うので、そのあたりをもう一度整理いただいておきたいと、お願いをしておきます。

○小林委員長 他にございませんか。

○猪奥副委員長 今ほどご説明をいただきました土砂崩壊対策検討委員会ですけれども、土砂崩れがこの検討委員会の対象になるのでしょうか。

○中危機管理監 先ほど検討委員会の設立についてご説明をさせていただきましたが、特に今般の台風第21号によって生駒市の西松ヶ丘、吉野町檜井、三郷町が今後の見通しが不明な状況にあると。それをとりあえず議論をしていこうというために立ち上げたものでございます。当面の間はこういったところについての対応方針を考えていくための委員会ということになります。

○猪奥副委員長 ありがとうございます。169号線の檜井の土砂崩れですけれども、まず確認をさせていただきたいのは、報告3の土砂崩壊対策検討委員会については、応急対策の検討で、国道169号線復旧のために道路上の土砂を撤去中とありまして、報告2の台風第21号の被害については、3ページ、道路、林道、作業道、林地のところ、現状、国道の土砂は撤去済みとあるのですけれども、撤去は終わっているのですか、まだ撤去工事をしていただいている途中なのですか。

○津風呂道路管理課長 169号吉野町檜井につきましては、道路上の土砂撤去を11月25日に完了したところでございます。

○猪奥副委員長 今、169号線の国道沿いに土砂はないのですよね。169号線、非常に大きな道路で通ってる台数も多いかと思えますけれども、今なお通行どめが行われているということは、専門家に見ていただいたときに、上の土砂の崩落が継続している、ないしは崩落するおそれがあるというご判断をされたということですか。

○阪口森林整備課長 11月1日に近畿地方整備局から派遣いただいた防災ドクターに見ていただいて、ある程度取れば安全であろうということで、道路のほうは取ったのですけれども、まだ山側のほうは土砂が残ってますので、それをある程度取るのですけれども、その前に道路の通行の安全を確保するために、大型土のうと仮設の防護柵を今設置をしているところでございます。

○猪奥副委員長 今後のことについて教えていただきたいのですけれども、169号線で特にここは交通量が非常に多いところだと思うのです。工事はいつぐらいにして、通行どめがいつぐらいに解除されるのか現状の見通しを教えていただきたいと思います。現状の見通しが立たないものを検討委員会にするとペーパーには書いてありますけれども、全く見通しがいいこともないと思うので教えてください。

○阪口森林整備課長 大型土のうと仮設の防護柵を12月中旬をめどにできるだけ設置を急いでいるところでございます。その後の開放については、担当部局から答えていただきたいと思っております。

○津風呂道路管理課長 今現在、設置していただいております大型土のう、仮設防護柵が終わりますと、一般交通の安全が確保できると考えておりますので、速やかに交通開放をいたします。

○猪奥副委員長 大型土のうと仮設の設置柵が12月中旬に設置が終わって、それが終わったら通行どめが解除されるということですね。土砂崩れが起こって道が塞がれた場合に、大抵同じようなプロセスを経ると思うのですけれども、どうしてこんなに時間がかかっているのでしょうか。特別の理由がここにはあるのですか。

○津風呂道路管理課長 まず、道路上の土砂撤去に関しましては、被災直後に現地踏査、行いました。現地踏査の中で上部斜面に不安定土砂が確認されておりまして、応急工事を進めるに当たりましては、工事するにも安全性確保が必要だということで、すぐには土砂撤去、本格的な工事ができなかつた事情がございます。そういった中で、11月1日に最速で防災ドクターに来ていただいたのですが、その中で現地診断していただきまして、作業の安全性の問題とか交通開放に向けての考え方をご指導いただきました。その意見に基づいて11月1日以降に本格的な道路上の土砂撤去作業を開始したところでございます。その後、夜間作業も行いながら、先ほどお答えしましたように、11月25日に道路上の土砂撤去は完了したという流れでございます。

○猪奥副委員長 方向性としてはできるだけ早く開通させることには間違いはないですね。

出していただいている通行どめの案内ですけれども、今ここが通れなくなっているのです、津風呂湖をぐるっと回っていただくことになってます。住民にお伺いすると、5分で通行できるのが、ここを通ると20分かかるといってお話です。ここに消防署がありまして、消防車も今ぐるっと通っていたのでは大変だから、今仮設でここに緊急車両1台を置いていただいて、係の方3名交代で緊急車両が、ここから発動されているということです。今、全面通行どめになっていますけれども、例えば片側だとか、ないしは緊急車両だけ通すという検討はされているのでしょうか。

○津風呂道路管理課長 今回の被災現場の特色でございますが、崩落したのり面が非常に長くて急勾配となっております。防災ドクターからのご意見もいただきましたが、例えば

土石流センサーとかを設置して、崩落が起こったら即座にとめるという手法もあるのですが、この現場に関しましては非常に土砂の到達時間が短いというご意見も防災ドクターからいただいております。そういった中で、たとえ救急車であろうとも、やはり危険性が伴うという判断で、現在のところ一般交通全ての車両については、大型土のう、仮設防護柵が終わった後で安全確保の上、交通開放したいと考えております。

○猪奥副委員長 わかりました。土砂が落ちてくるおそれがあるから、とりあえず対応ができてからということですが、もう既に一月以上通行どめになっておりまして、もちろん169号線の大切さは十分ご承知おきいただいていると思うのですが、この中にもかなりの店舗などもありますし、全く通れないということであれば、相当の経済的な損失もそれぞれの店舗さんに出ていると思うのです。安全性はもちろん担保しつつですが、一日も早い通行どめの解除をよろしくお願いします。

○小林委員長 他にございませんか。

それでは、これをもちまして質問を終わります。

次に、勉強会についてですが、前回の委員会でご希望がありましたので、正副委員長にて検討させていただきました。講師については委員の皆様からいただいたご意見を参考にしまして、政策研究大学院大学教授の武田文男様をお願いすることとしました。内容は奈良県国土強靱化地域計画、地域防災計画を実際に機能させるための危機管理に関する行動指針、あるいは方向性について議論をしていくために必要となる視点や知識について、90分程度ご講義いただく予定でございます。改めてご案内はさせていただきますが、平成30年2月6日火曜日の午後1時から委員会として開催しますので、ご参加をいただきますようお願いいたします。

それでは、理事者の方はご退席願います。ご苦労さまでした。

委員の方はしばらくお残り願います。

○小林委員長 それでは、本日の委員会を受けまして、委員会討議を行いたいと思います。

委員会討議もインターネット中継を行っておりますので、マイクを使ってご発言願います。

本日お配りした資料は、奈良県国土強靱化地域計画、地域防災計画の項目等を踏まえて、9月の委員会までに出された意見等について整理をしたものです。これまでに委員各位から出されてきた意見等を踏まえて、奈良県国土強靱化地域計画、地域防災計画及び治水対策・土砂災害対策等に係る課題について、委員の意見の交換をしていただきたいと思います。

すが、どうでしょうか。ご発言願えますか。

○川田委員 きょうも話がありましたけれど、地域防災計画について、震災が実際に来た場合に、どういった行動をするのかというものをきょうも求めていたのですが、中危機管理監は次回提出をいただくということできょう答弁いただきましたけれど、なぜずっと出てこないのかも非常に疑問に思っていたのですが、10年間やってきて、そういったものは徹底して決められているはずです。見直しは常にやっていくものだと思うのですけれど。それをこの委員会では、特にきちんと確認をしないと、口頭でやっていますと言っても、意味がないですから。防災はあくまでも減災をさせていくという今回の国土強靱化計画と、震災が実際に起こったときにどのように一日も早く復旧させていく、この2つが大事なので、その片方は、今、国土強靱化計画に入っていますけれど、行動のほうが、明確な返答はいただけなかったので、この委員会でぜひともそのまとめをやらせていただいて、市町村の指針にもなるような計画に育てていただきたいとお願いをしたいと思います。

○小林委員長 その他ございませんか。

川田委員からは、どのように対策をしてどのように行動していくかということ、復旧の課題を明らかにさせていくことをこの委員会の中でも討論をしていく必要があると思うということでしたが、ほかにごございませんか。

○川田委員 これも言っていたのですけれど、生駒市の盛り土が崩落しまして、これは完全に人災だと思っているのです。テレビ等でも録音テープも出ていましたけれど、あれと同じと思われるものが私たちにも送られてきてまして、本当にひどい中身が入っているのです。そこまで認識していて、よくもまあ、今までのらりくらしやってくれたなというのが県民の意見です。特別委員会で徹底して調査すべきではないのですか。今までは代表質問で言って、のらりくらし言われていましたけれど、もう今回は我慢ならないです。住民の方はみんな泣いておられましたからね。このようなものを放置していたら議会ではないと思うので、これの調査特別委員会を立てたらいいのですけれど、せっかくここにありますので、そのことも含めて全部徹底して調査をやってください。完全な行政体質の問題ですよ。人の家、命を何と心得ているのだということだと思います。

○小林委員長 今、川田委員からは西松ヶ丘の問題で委員会では徹底的な調査をしてほしいという意見が出されております。

その他の皆さんのご意見はいかがでしょう。

○川田委員 調査は今まで2年やっているのですよ。2年やっているのにほったらかしさ

れていて、結局最後崩れたのです。これはもう絶対特別委員会でやっていただく。せっかくあるのですからね。

○小林委員長 その辺は見解に違いがありますからね。

○井岡委員 生駒市の件だけに限らず、どこまでやって県がかかわっているのかとか、もう一つの生駒郡の三郷町のこともございます。個別によって全然公金の出し方も違うだろうし、どこまで県が関与するのかというのもあるだろうから、その辺を今後こういうことが起こったらどうするのかとかいうのは。

○川田委員 ちょっと視点が違うのですけれどね。僕らの意見でしたら、完全に県、それはケースによって違いますから一概には言えないですけど、今回のこのケースだったら完全に県の義務です。砂防は県ですからね。認知してから数年間放置したというところに問題があって、それで人命が危ない状態に遭ってしまったではないですか。認知もしていて、行政事務の手續と、緊急的に人命にかかわる問題をすぐ措置するのと分けて考えるのは行政法の当たり前の話で、それを何回も言っているのに無視され続けてきたのですよ。のらりくらりしていたのがああいう結果になってしまったわけです。2年間とか3年間空白があるので。ずっと放置していたところに問題があって、それが県の体質の問題点だと言っているわけです。これは議会で言わなかったら声が届かないですから、ぜひとも議会で、二度とこんなことがあったら大変だという感じでおきゅうも据えていただきたいとお願いをしておきたいです。

○小林委員長 お願いとして川田委員からは委員会でも出ていますが、ほかのところの件も含めてということで、こうした事態を起こさないようにということで、協議を進めていくという形で。ただ、この問題だけということでは、今のところ委員会の中で合意にはなっていないと思います。

それでは、ただいまのご意見を踏まえて、今後、きょう出されました課題の方向で協議を進めてまいりたいと思いますけれど、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

特にご意見がないようですので、委員間討議をこれで終了いたします。

それでは、これもちまして本日の委員会を終わります。どうもありがとうございました。